DESCENTE



2024年10月31日

各位

会社名 株式会社デサント

代表者名 代表取締役社長 小関 秀一

(コード:8114 東証プライム市場)

問合せ先 専務執行役員 土橋 晃

(TEL: 03-5979-6111)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議において、2024年12月を目途に開催を予定する臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年11月18日 (月曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会に おいて議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2024年11月18日 (月曜日)
- (2) 公告日 2024年11月1日(金曜日)
- (3) 公告方法 電子公告 (当社ホームページに掲載いたします。) https://www.descente.co.jp/jp/ir/library/?category=notice

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2024年9月30日に公表した「伊藤忠商事株式会社の子会社であるBSインベストメント株式会社による当社株式に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、伊藤忠商事株式会社の完全子会社であるBSインベストメント株式会社(以下「公開買付者」といいます。)が2024年10月1日から実施しておりました当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)のすべてを対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の結果、本公開買付けは成立したものの、公開買付者が当社株式のすべて(但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかったため、公開買付者の要請により、当社は、本臨時株主総会において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第180条に基づき当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨等の定款の一部変更を行うことを付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上